

別紙 事業計画書兼認定判断シート

【事業計画の基本情報】

1 申請者

氏名又は名称	(株) NTK セラテック
住所 (法人の場合主たる事務所の所在地)	宮城県仙台市泉区明通 3-5
代表者の氏名 (法人の場合)	代表取締役社長 堀田諭史
主な出資者等	(株) 日本特殊陶業 ※当社の親会社であり、当社の株式を 100%保有

2 地域脱炭素化促進事業等の目標（温室効果ガスの排出削減量に関する目標を含む）

新設工場の屋根とカーポートに太陽光パネルを設置し、カーポート部分に於いてはシミュレーション値で年間 459(t-CO₂) の温室効果ガスの排出削減を図る。

3 地域脱炭素化促進事業等の実施期間

2026 年 7 月発電開始から工場が稼働している間

4 地域脱炭素化促進施設等の種類、規模、その他の整備の内容

新工場建設に伴い以下の太陽光パネルを設置する。(添付図-1)

カーポート：1,000kw(パワコン容量) 1,268kw(パネル出力)

※以下の屋根置き太陽光パネルについては条例対象外となるが、今回の工事（添付資料-3）の中で併せて設置するもの。

【参考】

第一工場屋根：625kw(パワコン容量) 830kw(パネル出力)

事務厚生棟屋根：100kw(パワコン容量) 139kw(パネル出力)

5 地域脱炭素化促進施設等の整備の場所（別表「環境保全に係る基準への適合状況確認表」も併せて作成）

宮城県富谷市富谷高屋敷西土地区画整理事業内 街区画地番号-1 街区①(仮) (添付資料-2)

6 事業資金の金額及びその調達先等

発注金額：356,000 千円（屋根置き太陽光パネルを含む全体金額：444,800 千円）

調達先：自己資金

【認定に係る要件と取組の内容】

1 地域脱炭素化促進施設等の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組の内容

地域の課題等 ・太陽光パネルの設置のほかにも、温室効果ガスの削減につながる取組をしてほしい。	左記を踏まえた取組の内容 ・太陽光発電により発電された電気は自家消費とする計画であり、市内での温室効果ガスの排出削減等に寄与している。
上記事項に関する協議会の評価（※）	
適否の判断（※）	

2 地域脱炭素化促進施設等の整備と併せて実施する取組に関する事項の内容

（1）地域の環境の保全のための取組の内容

	現状	再エネ発電設備の設置により予想される影響	その対策（案）
住環境（騒音、振動等（工事期間を含む）・再エネ発電設備の影、反射光等	・造成した工業団地に工場を建設中	・太陽光発電システムから民家までの距離が離れているため、工事期間も含め、騒音や振動等は特に問題にならないと考えられる。	・左記のとおり騒音や振動等は特に問題にならないものと考え、住民相談等への対応に係る体制を確保し、住民からの苦情等があった場合は迅速に対応するとともに、その内容について富谷市に報告する。
自然環境・動植物	・高屋敷西土地区画整理事業は、ほぼ全域が5条森林となっているが、既に造成済である。	・特になし	・特になし
景観・文化財等	・高屋敷西土地区画整理事業は、ほぼ全域が5条森林となっているが、既に造成済である。	・主な眺望点からは太陽光パネルは視認されない。	・特になし

災害（過去の発生状況）等	・土地区画整理組合より、過去に大きな災害は発生していないとの説明を受けている。	・地震及び強風による太陽光パネルの逸脱の危険がある。	・強度設計に適合した太陽光パネルを設置し、想定される災害リスクに対応できるようにする。
その他森林が果たしている機能（上記以外）	特になし	特になし	特になし
その他（地域課題（環境面）の改善を図る取組、新たな環境価値の創出を伴う取組等）	特になし	特になし	特になし
上記事項に関する協議会の評価（※）			
適否の判断（※）			

（２）地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組の内容

地域の課題等 ・大規模商業施設の近隣であり、災害発生時等における避難体制や避難場所の確保等に課題がある	左記を踏まえた取組の内容 ・災害等発生時において、避難場所として敷地を開放するとともに、大規模停電時に備えて、地域住民のためスマートフォン等の充電設備を設置する。
上記事項に関する協議会の評価（※）	
適否の判断（※）	

3 廃棄物・発生土の処理等に係る考え方

・太陽光システムの構築に伴い発生する廃棄物や発生土については、産業廃棄物処理の許可を有する業者に処理を委託し、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の適切な管理・保管を徹底し、法令を遵守して適切に処理する。
上記事項に関する協議会の評価（※）
適否の判断（※）

4 事業終了後の対応

・事業終了後は、自社の資産管理ルールに基づき、速やかに太陽光パネルを撤去し、原状回復を行う。
上記事項に関する協議会の評価（※）
適否の判断（※）

5 地方公共団体実行計画等への適合状況

・富谷市の計画は以下のとおりであり、本事業計画はこれらの計画に寄与するものと考ええる。 「富谷市地球温暖化対策実行計画（令和6年3月策定）」では、2030年までに温室効果ガス排出量124千t-co ₂ を目標に掲げ、2050年には温室効果ガス排出量を実質ゼロにする計画となっている。
上記事項に関する協議会の評価（※）
適否の判断（※）

6 促進事業等の円滑かつ確実な実施

① 事業者が、地域脱炭素化促進施設等を設置する土地について、土地を利用する権利（所有権等）を有するか、又はこれを確実に取得することができると認められるか ・親会社である日本特殊陶業(株)が既に土地所有権取得済み
② 再エネ発電設備をいわゆる電力系統に連携する場合（一般送配電事業者等の電気事業者が維持・運用する電線路と接続する場合）は、当該接続について電気事業者の同意を得ているか ・電力系統の連携については、今後東北電力ネットワークと契約締結を行う予定であり、接続について同意が得られる見込みであることを確認済。
③ 地域脱炭素化促進事業等を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであるか 「関係法令に規定する認可基準等への適合状況等」に同じ
上記事項に関する協議会の評価（※）
適否の判断（※）

7 関係法令に規定する認可基準等への適合状況等

① 地域脱炭素化促進施設等を適切に保守点検し、及び維持管理するため、柵又は塀の設置その他の必要な体制を整備し、実施する計画となっているか ・カーポートの屋根に設置するため、事業地の外周に柵塀等は設置しない。 ・保守点検及び実施体制は添付資料-4のとおり。
② 認定の申請に係る地域脱炭素化促進施設等には、その外部から見やすいように、地域脱炭素化促進事業等を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げる計画となっているか ・自社敷地内におけるカーポートの屋根に設置するため、計画していない。

③ 認定の申請に係る地域脱炭素化促進事業等を営むに当たって、関係法令の規定を遵守する計画となっているか		
関係法令・必要な許認可等	許認可の見込み等の説明	所管機関部署担当者等
電気保安規定提出	2025 年 6 月 4 日 受理済み	関東東北産業保安監督部 早坂氏
建築確認申請書	2025 年 7 月 10 日受理済み	日本 ERI 株式会社 鈴木裕氏
消防設置届出書	2025 年 7 月 10 日受理済み	黒川地域行政事務組合消防 本部消防長 清野氏
上記事項に関する協議会の評価（※）		
適否の判断（※）		

8 地域の合意形成等の状況

○地域住民の意見等
2025/11/24(月) 町上町住民説明会実施 町内会の役員に説明し、特段の意見はなく、さらなる説明は不要とされた
上記事項に関する協議会の評価（※）
適否の判断（※）

9 総合判定（※）

適否の判断
その理由等

（別表）環境保全に係る基準への適合状況確認表（環境省マニュアル 3-4-1. より転記）

(1) 国が定める環境保全に係る基準（促進区域設定に係る環境省令）への適合状況等

基準	適合状況等
①促進区域に含めない区域	
(ア) 国指定原生自然環境保全地域、自然環境保全地域（県内該当なし）	
(イ) 国立公園、国定公園の特別保護地区、海域公園地区、第一種特別地域	該当なし
(ウ) 国指定鳥獣保護区の特別保護地区	該当なし
(エ) 生息地等保護区の管理地区（県内該当なし）	
②指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域 ※宮城県では、「指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な区域」の一部を、みやぎゼロカーボンチャレンジ2050戦略において都道府県基準（除外区域）としています。	
(オ) 生息地等保護区の監視地区（県内該当なし）	
③環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがないと認められることが必要な事項	
(カ) 国内希少野生動植物種の生息・生育への支障	該当なし
(キ) 騒音その他生活への支障	該当なし

(2) 都道府県基準への適合状況等

基準	適合状況等
促進区域に含めない区域	
(ア) 国立公園・国定公園・県立公園の特別地域	該当なし
(イ) 砂防指定地	該当なし
(ウ) 地すべり防止地区	該当なし
(エ) 急傾斜地崩壊危険区域	該当なし

(オ) 土砂災害特別警戒区域	該当なし
(カ) 保安林	該当なし
(キ) 県指定鳥獣保護区の特別保護地区	該当なし
(ク) 県指定自然環境保全地域の特別地区	該当なし
(ケ) 水道水源特定保全地域	該当なし

(3) その他市町村が考慮すべき事項

※市町村において、適宜、項目の追加・削除を行って差し支えありません。

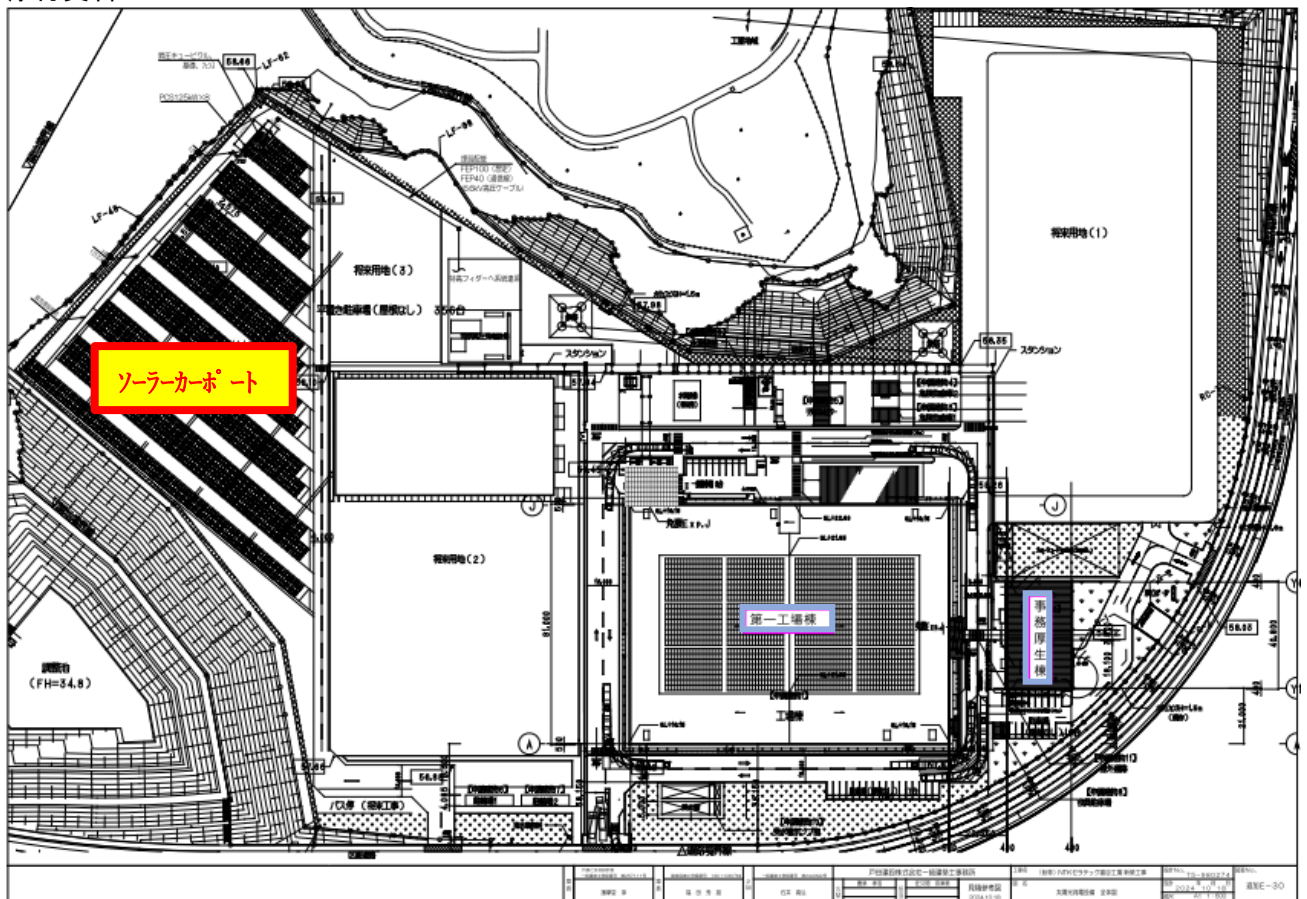
基準	考慮の内容
①環境保全の観点から考慮することが望ましい事項	
①-1 世界自然遺産（県内なし）	
① -2 ラムサール条約湿地	該当なし
① -3 国指定鳥獣保護区	該当なし
① -4 環境省レッドリスト・県レッドリスト掲載種	該当なし
① -5 生物多様性保全上重要な里山地区（重要里地里山）	該当なし
① -6 生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）	該当なし
① -7 生物多様性の観点から重要度の高い海域（重要海域）	該当なし
① -8 自然再生の対象となる区域	該当なし
① -9 保護林、緑の回廊（国有林野）	該当なし

① - 1 0 史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観（文化財保護法）	該当なし
① - 1 1 風致地区（都市計画法）	該当なし
① - 1 2 特別緑地保全地区（都市緑地法）	該当なし
①- 1 3 歴史的風土特別保存地区（古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法）（県内なし）	
①- 1 4 近郊緑地特別保全地区（首都圏近郊緑地保全法・近畿圏の保全区域の整備に関する法律）（県内なし）	
①- 1 5 環境保全の観点から配慮することが望ましい事項を示す都道府県独自制度（条例等）	該当なし
② 社会的配慮の観点から考慮することが望ましい事項	
② - 1 河川区域（河川法）	該当なし
③ - 2 土砂災害警戒区域等（土砂災害防止法）	該当なし
②- 3 保安林のうち航行目標保安林（森林法） （県基準において促進区域から除外する区域としているもの）	
② - 4 保安林予定森林等（森林法）	該当なし
③ - 5 世界文化遺産（世界遺産条約）（県内なし）	
②- 6 優良農地（農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農山漁村再エネ法）	該当なし
④ - 7 港湾（港湾法）	該当なし
② - 8 航空施設（航空法）	該当なし
③ - 9 気象レーダー	該当なし

② - 1 0 防衛施設	該当なし
② 1 1 - 1 1 文化財＜史跡、名勝、天然記念物及び重要文化的景観以外のもの＞（文化財保護法）	該当なし

※国が定める環境保全に係る基準等のうち、各規制区域等に関しては環境省の環境アセスメントデータベース等で確認してください。(<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/>)

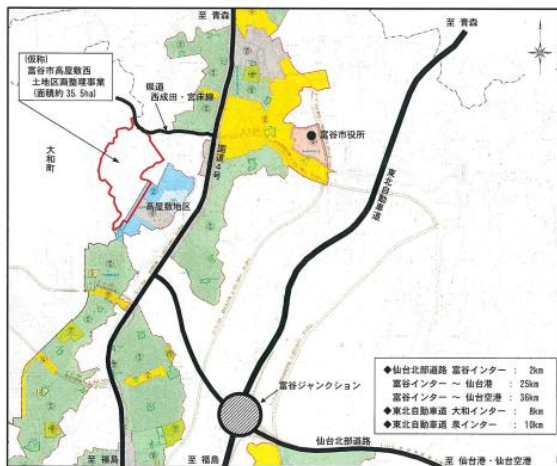
添付資料-1



添付資料-2

(仮称) 富谷市高屋敷西土地区画整理事業 事業概要

- 事業の名称：(仮称) 富谷市高屋敷西土地区画整理事業
- 施行予定者：株式会社河北ランド、東北放送株式会社
(土地区画整理法第3条第1項 個人施行)
- 事業の目的：本地区は、東北自動車道富谷ジャンクションの完成及び仙台北部道路と国道4号の接続により仙台北部道路とのネットワークが形成され、仙台湾及び仙台湾空港との交通アクセスに優れた富谷市高屋敷地区に隣接していることから、その拡大として、良好な工業業務用地を整備することを目的とする。
- 施行地区の位置：本地区は仙台市中心部より北に約16km、富谷市役所より西に約1.5kmに位置し、地区の北側は県道 西成田・宮床線に、東側は富谷市高屋敷土地区画整理事業地区(組合施行・平成30年度完了)に、南及び西側は大和町との行政界に囲まれた丘陵地(山林)で、面積約35.5haの区域である。
- 事業施行地の所在：富谷市富谷仏所、富谷北沢、富谷南沢、富谷日渡の各一部
- 施行地区位置図



- 整備の概要
- 道路：地区東側の市道 高屋敷 16-1 号線と地区北側の県道 西成田宮床線と市道 組合運動公園線の交差点部を幅員16.0m(歩道2.5m・両側)の区画道路を整備する。
- 公園：地区北側に街区公園1箇所を配置する。
- 緑地：森林法に基づき、地区内森林面積(約31.1ha)の25%以上の森林を残置させる。なお、公園及び調整地に隣接する部分以外の森林は、宅地の一部とする。
- 雨水排水：道路側溝により、地区北側に既存するため池を活用する形で整備する調整池へ導き、地区外ため池へ放流する。
- 汚水排水：道路下に埋設する管渠にて、公共下水道計画に基づき流入させる。
- 上水道：道路下に埋設し、各宅地へ供給できるよう引込み管まで整備する。
- 電気：宅地内に電柱を設置して整備する。(特別高圧は、企業により整備)
- ガス：仙台市ガスを整備する。
- 整地計画：雨水排水を考慮し、宅地が道路より高くなるようにし、また、地区内区画道路の東側と西側の宅地の地盤高に大きな差が生じないように整備する。

■ 土地利用計画図



- 将来用途地域：工業地域、工業専用地域
※工業専用地域は、高屋敷地区隣接部の一部
- 工程(予定)
- 2021年(令和3年)9月：事業認可
- 2021年(令和3年)11月：仮換地指定
工事着手
- 2023年(令和5年)12月：土地引渡し
- 2025年(令和7年)12月：換地処分
区画整理登記
- 2026年(令和8年)3月：事業完了
- 分譲予定地
- 分譲面積合計 平場：約20.7ha
緑地：約10.2ha
- 画地割 オーダーメイド可能
(2020年(令和2年)12月まで)
- 販売単価 30,000円/㎡ 要相談
(約100,000円/坪)
- 問合せ
富谷市経済産業部産業観光課
022-358-0524
富谷市高屋敷西土地区画整理事業事務局
TEL：022-725-5860
Mail：kaen@tomivacc.co.jp

注) 当該「事業概要」は、2020年10月21日現在のものであり、今後の検討により、内容が変わることがあります。

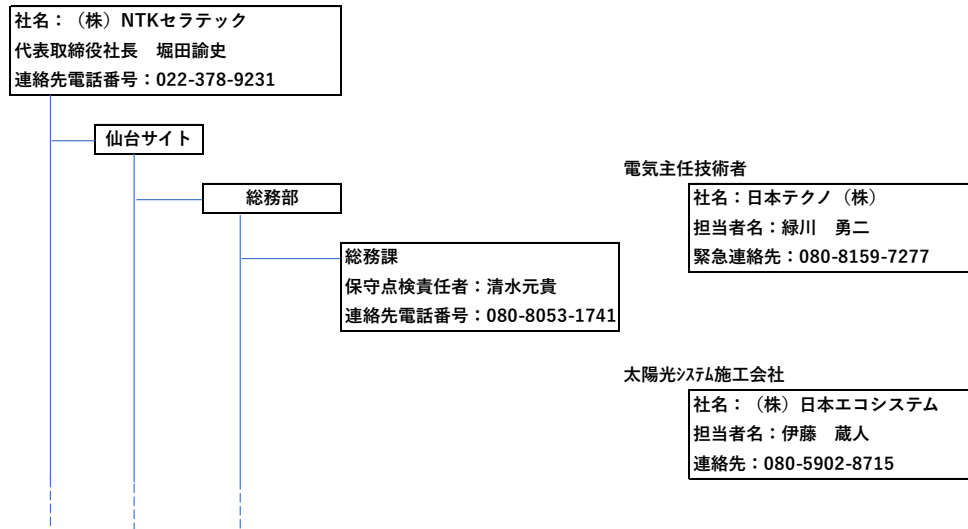
添付資料-3

		2024年		2025年												2026年												2027年			
		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
受電	受電仕様																														
第一工場	建屋工事																														
	屋上ソーラー工事																														
事務厚生棟	建屋工事																														
	屋上ソーラー工事																														
外構	工事																														
	ソーラーカーポート工事																														
第二工場	建屋工事																														
	屋上ソーラー工事																														
補助金	2025年度																														
	2026年度																														

2月末支払 6月末工場引渡 10月末工場引渡 2月末支払

添付資料-4

会社組織図



- 上記体制表のとおり安定的かつ効率的な再生可能エネルギー電気の自家消費を維持する体制が社内に備わっています。
- 当該施設に関し、事故発生、運転停止、発電電力量の低下などの事態が発生したときの対応方針を関係者で事前に定め発生時に関係者との連携が円滑に実施できる体制となっています。
- 保守点検責任者が変更となる場合は、変更認定申請書にて速やかに報告します。